

日本学術会議法の一部を改正する法律案関連資料

日本学術会議法の一部を改正する法律案のポイント

日本学術会議法の一部を改正する法律案 要綱

日本学術会議法の一部を改正する法律案 条文案

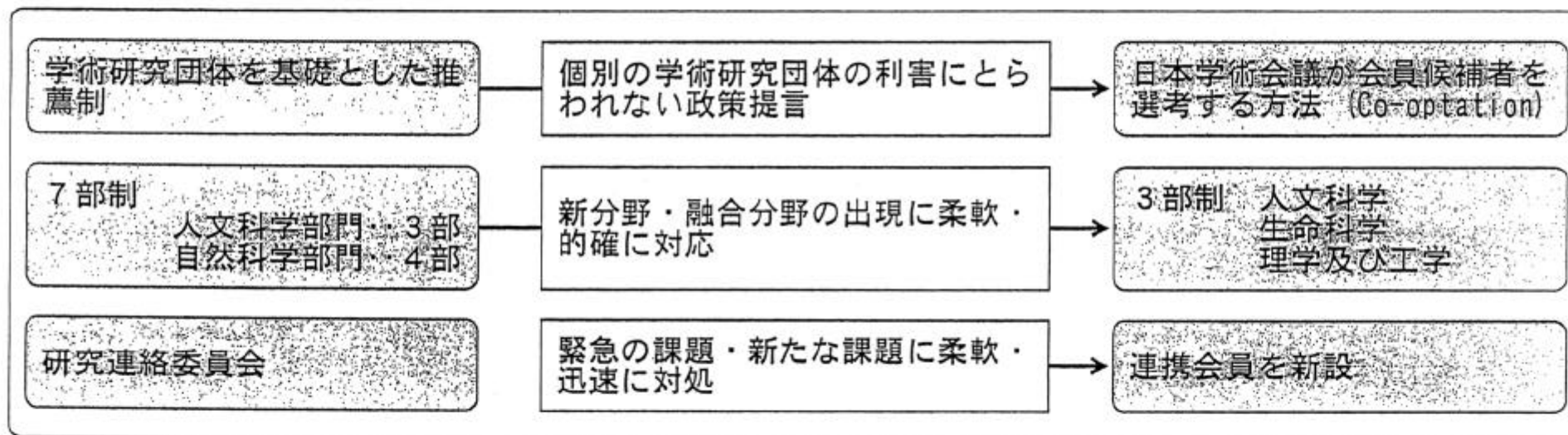
日本学術会議法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

日本学術会議法の一部を改正する法律案のポイント

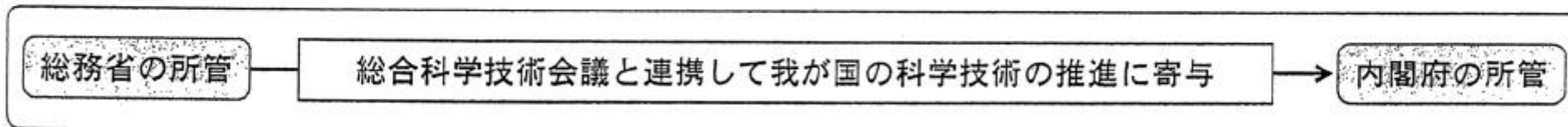
平成16年2月
日本学術会議

中央省庁等改革基本法に基づく「日本学術会議の在り方について」（平成15年2月26日総合科学技術会議意見
具申）等を踏まえた改正

【会議の改革】



【移管】



【施行日】 平成17年10月1日 ただし、初回会員の選考に係る部分…公布の日
内閣府への移管に係る部分…平成17年4月1日

日本学術会議法の一部を改正する法律案要綱

第一 所轄の変更

日本学術会議の所轄を内閣総理大臣とすること。（第一条関係）

第二 国際団体への加入

国際団体に加入する際には内閣総理大臣の承認を必要とすることとすること。（第六条の二関係）

第三 組織

一 会員

日本学術会議の会員の任期は六年とし、所要の規定を設けること。（第七条関係）

二 会長及び副会長

日本学術会議に、会長一名及び副会長三名を置くこととし、所要の規定を設けること。（第八条関係）

三部

1 日本学術会議に、三部を置き、会員はいずれかの部に属するものとし、所要の規定を設けること。

（第十条・第十一条関係）

2 各部に、部長一人、副部長一人及び幹事二人を置くこととし、所要の規定を設けること。（第十二条関係）

四 幹事会

日本学術会議に、幹事会を置くこととし、所要の規定を設けること。（第十四条関係）

五 連携会員

日本学術会議に、日本学術会議連携会員を置くこととし、所要の規定を設けること。（第十五条関係）

六 委員会

日本学術会議に、会員又は連携会員をもって組織される常置又は臨時の委員会を置くことができることとする。こと。（第十五条の二関係）

七 事務局

事務局の職員の任免は、会長の申出を考慮して内閣総理大臣が行うこととする。こと。（第十六条関係）

第四 会員の推薦

日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候

補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。 (第十七条
関係)

第五 雑則

所要の規定を整備するものとする。 (第二十六条関係)

第六 施行期日等

一 施行期日

平成十七年十月一日から施行すること。ただし、初回の会員候補者の選考に係る部分については、公布の日から、内閣府への移管に係る部分については、平成十七年四月一日から施行すること。

二 経過措置

1 施行日までの間に必要な読替え規定を設けること。
2 現行の日本学術会議会員及び研究連絡委員会の委員の任期は、施行日の前日に満了するものとする
こと。

3 初回の会員候補者を選考するために日本学術会議会員選考委員会を置くこととし、所要の規定を設

けること。

4 組織に関する引継規定を設けること。

三 関係法律の改正

関係法律について所要の改正を行うこと。

日本学術会議法の一部を改正する法律

日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第六条の二第二項中「あらたに」を「新たに」に、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第七条第二項中「第二十二條」を「第十七條」に改め、「これを」を削り、同条第三項から第五項までを次のように改める。

3 会員の任期は、六年とし、三年ごとに、その半数を任命する。

4 補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 会員は、再任されることができない。ただし、補欠の会員は、一回に限り再任されることができる。

第七条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 会員は、年齢七十年に達した時に退職する。

第八条第一項中「二人」を「三人」に改め、同条第三項から第五項までを次のように改める。

3 副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て、会長が指名する。

4 会長の任期は、三年とする。ただし、再選されることができる。

5 副会長の任期は、三年とする。ただし、再任されることができる。

第八条に次の一項を加える。

6 補欠の会長又は副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

第十条を次のように改める。

第十条 日本学術会議に、次の三部を置く。

第一部

第二部

第三部

第十一条第二項を削り、同条第一項中「分属するものとし、各部の定員は、政令でこれを定める」を「属するものとする」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の三項を加える。

第一部は、人文科学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、

前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。

2 第二部は、生命科学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。

3 第三部は、理学及び工学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。

第十二条を次のように改める。

第十二条 各部に、部長一人、副部長一人及び幹事二人を置く。

2 部長は、その部に属する会員の互選によつて定める。

3 副部長及び幹事は、その部に属する会員のうちから、部会の同意を得て、部長が指名する。

4 第八条第四項及び第六項の規定は部長について、同条第五項及び第六項の規定は副部長及び幹事について、それぞれ準用する。

第十四条第一項中「運営審議会」を「幹事会」に改め、同条第二項中「運営審議会」を「幹事会」に、「及び副部長並びに規則で定める会員」を「、副部長及び幹事」に改め、「、これを」を削り、同条に次の一項を加える。

3 日本学術会議は、第二十八条の規定による規則（以下この章及び次章において「規則」という。）で定めるところにより、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限の一部を幹事会に委任することができ
る。

第十五条を次のように改める。

第十五条 日本学術会議に、会員と連携し、規則で定めるところにより第三条に規定する職務の一部を行わせるため、日本学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）を置く。

2 連携会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会長が任命する。

3 連携会員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、連携会員に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五条の二中「前条の研究連絡委員会のほか、」を「会員又は連携会員をもつて組織される」に改める。
第十五条の三を削る。

第十六条第三項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、「これを」を削る。

第十七条を次のように改める。

第十七条 日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

第十八条から第二十二條までを次のように改める。

第十八条から第二十二條まで 削除

第二十二條の二及び第二十二條の三を削る。

第二十六條中「總會における出席会員の三分の二以上の議決による」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十八条から第二十二條までの改正規定、第二十二條の二及び第二十二條の三を削る改正規定並びに附則第二条から第四条まで、第五条第一項（内閣総理大臣に推薦することに係る部分を除く。）及び第二項並びに第八条の規定 公布の日

二 第一条第二項、第六条の二第二項及び第十六条第三項の改正規定並びに附則第五条第一項（内閣総理大臣に推薦することに係る部分に限る。）、第七条及び第九条から第十一条までの規定 平成十七年四月一日

（経過措置）

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）までの間における日本学術会議法第七条第二項及び第十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「第二十二条」とあるのは、「日本学術会議法の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）による改正前の第二十二条」とする。

第三条 施行日の前日において日本学術会議会員（以下「会員」という。）又は研究連絡委員会の委員である者の任期は、改正前の日本学術会議法（以下「旧法」という。）第七条第三項（旧法第十五条第三項）において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その日に満了する。

第四条 一部施行日から施行日の前日までの間、日本学術会議に、施行日以後最初に任命される会員（以下「新会員」という。）の候補者の選考及び推薦を行わせるため、日本学術会議会員候補者選考委員会（以

下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、政令で定める数を超えない範囲内の数の委員をもって組織する。

3 委員は、学識経験のある者のうちから、次に掲げる者と協議の上、日本学術会議の会長が任命する。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第二十九条第一項第六号に掲げる総合科学技術会議の議員のうちから総合科学技術会議の議長が指名するもの

二 日本学士院の院長

4 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

5 専門委員は、学識経験のある者のうちから日本学術会議の会長が任命する。

6 委員及び専門委員は、非常勤とする。

7 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第五条 委員会は、その定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから新会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

2 委員会は、前項の規定により新会員の候補者の選考を行う場合には、次条第二項の規定によりその任期

が三年である新会員の候補者と改正後の日本学術会議法（以下「新法」という。）第七条第三項の規定によりその任期が六年である新会員の候補者との別ごとに行うものとする。

第六条 新会員は、新法第七条第二項の規定にかかわらず、前条第一項の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。

2 新会員の半数の者の任期は、新法第七条第三項の規定にかかわらず、三年とする。

3 新法第七条第五項の規定は、新会員（前項の規定によりその任期が三年であるものを除く。）から適用する。

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、総務省本省に国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の三の特別の機関として置かれている日本学術会議及びその会長、会員その他の職員は、内閣府本府に内閣府設置法第四十条の特別の機関として置かれる日本学術会議及びその相当の職員となり、同一性をもって存続するものとする。

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正)

第九条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第一条の表国立国会図書館支部日本学术会议図書館の項を削り、同表国立国会図書館支部内閣府図書館の項の次に次のように加える。

国立国会図書館支部日本学术会议図書館	内閣府
--------------------	-----

(内閣府設置法の一部改正)

第十条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五十二号の次に次の一号を加える。

五十二の二 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡に関すること。

第四十条第三項の表に次のように加える。

日本学术会议	日本学术会议法(昭和二十三年法律第百一十一号)
--------	-------------------------

(総務省設置法の一部改正)

第十一条 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条の二」を「第二十一条」に、「第二十一条」を「第二十二条・」に改める。

第四条第九十三号を次のように改める。

九十三 削除

第二十一条を削り、第三章第二節第六款中第二十条の二を第二十一条とする。

第二十二条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

本省に、中央選挙管理会を置く。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

理由

中央省庁等改革基本法第十七条第九号の規定に基づき行われた総合科学技術会議における日本学術会議の在り方についての検討の結果等を踏まえ、日本学術会議の所轄、組織、会員の推薦方法等を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本学術会議法の一部を改正する法律案新旧対照条文

日本学術会議法（昭和二十二年法律第百二十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条（略）</p> <p>2 日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>第六条の二（略）</p> <p>2 前項の規定により学術に関する国際団体に加入する場合において、政府が新たに義務を負担することとなるときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を経るものとする。</p> <p>第三章 組織</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>3 会員の任期は、六年とし、三年ごとに、その半数を任命する。</p> <p>4 補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 会員は、再任されることができない。ただし、補欠の会員は、一回に限り再任されることができる。</p>	<p>第一条（略）</p> <p>2 日本学術会議は、総務大臣の所轄とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>第六条の二（略）</p> <p>2 前項の規定により学術に関する国際団体に加入する場合において、政府があらたに義務を負担することとなるときは、あらかじめ総務大臣の承認を経るものとする。</p> <p>第三章 組織</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 会員は、第二十二條の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣がこれを任命する。</p> <p>3 会員の任期は、三年とする。ただし、補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 会員は、再任されることができる。</p> <p>5 会員は、通じて九年を超えて在任することができない。ただし、任期の途中において九年に達したときは、その任期の終了するまでの間在任することができる。</p>

<p>6 会員は、年齢七十年に達した時に退職する。</p> <p>7 会員には、別に定める手当を支給する。</p> <p>8 会員は、国会議員を兼ねることを妨げない。</p> <p>第八条 日本学術会議に、会長一人及び副会長三人を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て、会長が指名する。</p> <p>4 会長の任期は、三年とする。ただし、再選されることが出来る。</p> <p>5 副会長の任期は、三年とする。ただし、再任されることが出来る。</p> <p>6 補欠の会長又は副会長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第十条 日本学術会議に、次の三部を置く。</p> <p>第一部</p> <p>第二部</p> <p>第三部</p>	<p>6 会員には、別に定める手当を支給する。</p> <p>7 会員は、国会議員を兼ねることを妨げない。</p> <p>第八条 日本学術会議に、会長一人及び副会長二人を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副会長は、人文科学部門又は自然科学部門に属する会員のうちから、それぞれ一人を全部の会員の互選によつて定める。</p> <p>4 会長及び副会長の任期は、会員としての在任期間とする。但し、再選を妨げない。</p> <p>5 会長又は副会長が欠員となつたときは、新たにこれを互選する。</p> <p>第十条 日本学術会議に、左の区分により、左の七部を置く。</p> <p>人文科学部門</p> <p>第一部 (文学、哲学、教育学・心理学・社会学、史学)</p> <p>第二部 (法律学、政治学)</p> <p>第三部 (経済学、商学・経営学)</p> <p>自然科学部門</p> <p>第四部 (理学)</p> <p>第五部 (工学)</p> <p>第六部 (農学)</p> <p>第七部 (医学、歯学、薬学)</p>
--	--

第十一条 第一部は、人文科学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。

2| 第二部は、生命科学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。

3| 第三部は、理学及び工学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。

4| 会員は、前条に掲げる部のいずれかに属するものとする。

第十二条 各部に、部長一人、副部長一人及び幹事二人を置く。

2| 部長は、その部に属する会員の互選によつて定める。

3| 副部長及び幹事は、その部に属する会員のうちから、部会の同意を得て、部長が指名する。

4| 第八条第四項及び第六項の規定は部長について、同条第五項及び第六項の規定は副部長及び幹事について、それぞれ準用する。

第十一条

会員は、前条に掲げる部のいずれかに分属するものとし、各部の定員は政令でこれを定める。

2| 各部の定員は、政令で定める専門別にこれを分けるものとし、その専門別の定員は、政令で定める基準に従い、第二十八条の規定による規則(以下この章及び次章において単に「規則」といふ。)でこれを定める。

第十二条 各部に、部長及び副部長各一人並びに幹事二人を置き、その部に属する会員の互選によつて、これを定める。

2| 第八条第四項及び第五項の規定は、部長、副部長及び幹事について、これを準用する。

第十四条 日本学術会議に、その運営に関する事項を審議させるため、幹事会を置く。

2 幹事会は、会長、副会長、部長、副部長及び幹事をもつて組織する。

3 日本学術会議は、第二十八条の規定による規則（以下この章及び次章において「規則」という。）で定めるところにより、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限の一部を幹事会に委任することができる。

第十五条 日本学術会議に、会員と連携し、規則で定めるところにより第三条に規定する職務の一部を行わせるため、日本学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）を置く。

2 連携会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会長が任命する。

3 連携会員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、連携会員に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五条の二 日本学術会議に、規則で定めるところにより、会員又は連携会員をもつて組織される常置又は臨時の委員会を置くことができる。

第十四条 日本学術会議に、その運営に関する事項を審議させるため、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、会長、副会長、部長及び副部長並びに規則で定める会員をもつて、これを組織する。

第十五条 日本学術会議に、規則で定めるところにより、科学に関する研究の領域及び重要な課題ごとに、第三条第一号の職務の遂行に資するために必要な事項を調査審議させるため、研究連絡委員会を置く。

2 研究連絡委員会は、規則で定めるところにより、会長が指名する当該研究連絡委員会の所掌事務に関連する分野を専門とする会員のほか、当該研究連絡委員会に関し第二十一条の規定による推薦に当たつた者その他の当該研究連絡委員会の所掌事務に関し専門的知識を有する者のうちから会長が委嘱した者をもつて、これを組織する。

3 第七条第三項及び第四項の規定は、研究連絡委員会の委員について、これを準用する。

第十五条の二 日本学術会議に、規則で定めるところにより、前条の研究連絡委員会のほか、常置又は臨時の委員会を置くことができる。

第十六条 1・2 (略)

3 前項の職員の任免は、会長の申出を考慮して内閣総理大臣が行う。

第四章 会員の推薦

第十七条 日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

第十八条から第二十一条まで 削除

第十五条の三 前二条の委員会の委員（会員である委員を除く。）には、手当を支給することができる。

第十六条 1・2 (略)

3 前項の職員の任免は、会長の申出を考慮して総務大臣がこれを行う。

第四章 会員の推薦

第十七条 会員となることができる者は、その専門とする科学又は技術の分野において五年以上の研究歴を有し、当該分野における優れた研究又は業績がある科学者でなければならない。

第十八条 科学者により構成され、学術研究の向上発達を図ることを目的とする団体は、次に掲げる要件を備えるときは、規則で定めるところにより、日本学術会議に登録を申請することができる。

一 名称、目的、事務所、構成員の資格及び代表者について定めがあること。

二 学術研究の向上発達を図るための活動が引き続き三年以上で規則で定める期間を超えて行われていること。

三 規則で定める数以上の科学者が構成員であること。

四 その他活動状況又は構成に関する事項で規則で定めるもの。

2 前項の規定により登録を申請する場合には、同項の団体は、その目的とする学術研究の領域と関連する研究の領域の研究連絡委員会（規則で定め

るものに限る。以下同じ。）を届け出なければならぬ。

3| 日本学術会議は、登録を申請した第一項の団体が同項各号に掲げる要件を満たすものであるときは、その名称、目的、前項の規定による届出に係る研究連絡委員会（以下「関連研究連絡委員会」という。）（その他規則で定める事項を登録するものとする。）

4| 日本学術会議は、前項の規定による登録を受けた第一項の団体（以下「登録学術研究団体」という。）（が同項に規定する要件を欠くに至つたときは、その登録を抹消するものとする。）

第十九条 登録学術研究団体は、政令で定めるところにより、その構成員である科学者のうちから会員の候補者を選定し、日本学術会議に届け出ることができる。

2| 前項の規定による会員の候補者の届出は、書面により、研究論文、業績報告その他当該候補者が会員となる資格を有する者であることを証明する資料を添付して、これをしなければならぬ。

第二十条 登録学術研究団体は、政令で定めるところにより、その構成員である科学者のうちから会員の推薦に当たる者（以下「推薦人」という。）（を指名して、日本学術会議に届け出ること）ができる。

第二十一条 登録学術研究団体に関連研究連絡委員会が複数あるときは、前二条の規定による会員の候補者の選定及び推薦人の指名は、それぞれ、関連研究連絡委員会（政令で定めるところにより、当該登録学術研究団体につき、その選定及び指名の別に会長が指定するものに限る。）として、こ

れを行わなければならない。

第二十二條 推薦人として指名された者は、政令で定めるところにより、その指名をした登録学術研究団体の関連研究連絡委員会（当該登録学術研究団体に関連研究連絡委員会が複数ある場合にあつては、その者に係る関連研究連絡委員会に限る。）である研究連絡委員会（当該研究連絡委員会とその研究の領域が密接に関連するものとして規則で定める他の研究連絡委員会があるときは、これを含む。）を関連研究連絡委員会とする登録学術研究団体から指名された推薦人（当該登録学術研究団体に関連研究連絡委員会が複数ある場合にあつては、当該研究連絡委員会をその者に係る関連研究連絡委員会として指名された推薦人に限る。）と共同して、これらの登録学術研究団体が選定した会員の候補者（当該登録学術研究団体に関連研究連絡委員会が複数ある場合にあつては、当該研究連絡委員会をその者に係る関連研究連絡委員会として選定された会員の候補者に限る。）で会員推薦管理会が会員となる資格を有する者であると認定したもののうちから、会員として推薦すべき者及び補欠の会員として推薦すべき者を決定し、日本学術会議を経由して、これを内閣総理大臣に推薦する。

第二十二條の二 日本学術会議は、会員推薦管理会を置き、会員の候補者の資格の認定その他この章に定める事務を行わせる。

- 2 会員推薦管理会は、政令で定める数の委員をもつてこれを組織し、その委員は、政令で定めるところにより、会長がこれを委嘱する。
- 3 会員推薦管理会の委員は、手当を支給することがない。

第六章 雑則

第二十六条 内閣総理大臣は、会員に会員として不適当な行為があるときは、日本学術会議の申出に基づき、当該会員を退職させることができる。

第二十一条の三 この章に定めるもののほか、会員の推薦及び会員推薦管理会に関して必要な事項は、規則でこれを定める。

第六章 雑則

第二十六条 内閣総理大臣は、会員に会員として不適当な行為があるときは、総会における出席会員の三分の二以上の議決による日本学術会議の申出に基づき、当該会員を退職させることができる。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第百一号）（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行										
<p>第一条 次の表の上欄に掲げる国立国会図書館支部図書館（以下支部図書館という。）は、国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の規定によりそれぞれ下欄に掲げる行政機関に置かれたものとする。</p>	<p>第一条 次の表の上欄に掲げる国立国会図書館支部図書館（以下支部図書館という。）は、国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の規定によりそれぞれ下欄に掲げる行政機関に置かれたものとする。</p>										
<p>（略）</p> <table border="1"> <tr> <td>国立国会図書館支部内閣府図書館</td> <td>内閣府</td> </tr> <tr> <td>国立国会図書館支部日本学术会议図書館</td> <td>内閣府</td> </tr> <tr> <td>国立国会図書館支部宮内庁図書館</td> <td>宮内庁</td> </tr> </table>	国立国会図書館支部内閣府図書館	内閣府	国立国会図書館支部日本学术会议図書館	内閣府	国立国会図書館支部宮内庁図書館	宮内庁	<p>（略）</p> <table border="1"> <tr> <td>国立国会図書館支部内閣府図書館</td> <td>内閣府</td> </tr> <tr> <td>国立国会図書館支部宮内庁図書館</td> <td>宮内庁</td> </tr> </table>	国立国会図書館支部内閣府図書館	内閣府	国立国会図書館支部宮内庁図書館	宮内庁
国立国会図書館支部内閣府図書館	内閣府										
国立国会図書館支部日本学术会议図書館	内閣府										
国立国会図書館支部宮内庁図書館	宮内庁										
国立国会図書館支部内閣府図書館	内閣府										
国立国会図書館支部宮内庁図書館	宮内庁										
<p>（略）</p> <table border="1"> <tr> <td>国立国会図書館支部総務省統計図書館</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>国立国会図書館支部法務図書館</td> <td>法務省</td> </tr> </table>	国立国会図書館支部総務省統計図書館	総務省	国立国会図書館支部法務図書館	法務省	<p>（略）</p> <table border="1"> <tr> <td>国立国会図書館支部総務省統計図書館</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>国立国会図書館支部日本学术会议図書館</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>国立国会図書館支部法務図書館</td> <td>法務省</td> </tr> </table>	国立国会図書館支部総務省統計図書館	総務省	国立国会図書館支部日本学术会议図書館	総務省	国立国会図書館支部法務図書館	法務省
国立国会図書館支部総務省統計図書館	総務省										
国立国会図書館支部法務図書館	法務省										
国立国会図書館支部総務省統計図書館	総務省										
国立国会図書館支部日本学术会议図書館	総務省										
国立国会図書館支部法務図書館	法務省										

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五十二（略）</p> <p><u>五十二の二 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡に関すること。</u> 五十三丁六十一（略）</p> <p>第五款 特別の機関 （設置） 第四十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づき命令を含む。）の定めるところによる。</p> <p>（略）</p>	<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五十二（略）</p> <p>五十三丁六十一（略）</p> <p>第五款 特別の機関 （設置） 第四十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づき命令を含む。）の定めるところによる。</p> <p>（略）</p>

<p>国際平和協力本部</p>	<p>国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律</p>		
<p>日本学術会議</p>	<p>日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）</p>		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1241 1160 1337 1485"> <p>国際平和協力本部</p> </td> <td data-bbox="1241 1485 1337 2056"> <p>国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律</p> </td> </tr> </table>		<p>国際平和協力本部</p>	<p>国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律</p>
<p>国際平和協力本部</p>	<p>国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律</p>		

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 審議会等</p> <p>第一款～第五款（略）</p> <p>第六款 独立行政法人評価委員会（<u>第二十一条</u>）</p> <p>第三節 特別の機関（<u>第二十一条</u>・<u>第二十三条</u>）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～九十二（略）</p> <p>九十三 削除</p> <p>九十四～九十九（略）</p> <p>第六款 独立行政法人評価委員会</p> <p><u>第二十一条</u>（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 審議会等</p> <p>第一款～第五款（略）</p> <p>第六款 独立行政法人評価委員会（<u>第二十条の二</u>）</p> <p>第三節 特別の機関（<u>第二十一条</u>・<u>第二十三条</u>）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～九十二（略）</p> <p>九十三 <u>科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡に関すること。</u></p> <p>九十四～九十九（略）</p> <p>第六款 独立行政法人評価委員会</p> <p><u>第二十条の二</u>（略）</p>

第三節 特別の機関

(削る)

(中央選挙管理会)

第二十二條 本省に、中央選挙管理会を置く。

2| 中央選挙管理会の権限、組織、委員の任命その他の事項については、公職選挙法、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）並びにこれらに基づき命令の定めるところによる。

第二十三條 削除

第三節 特別の機関

(設置)

第二十一條 本省に、中央選挙管理会を置く。

2| 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより総務省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、日本学術会議とする。

(中央選挙管理会)

第二十二條

中央選挙管理会の権限、組織、委員の任命その他の事項については、公職選挙法、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）並びにこれらに基づき命令の定めるところによる。

(日本学術会議)

第二十三條 日本学術会議については、日本学術会議法（昭和二十三年法律第百一十一号。これに基づき命令を含む。）の定めるところによる。

総合科学技術会議と日本学術会議との連携機能

